

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
--------------	---------------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
施策目標	3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
個別目標	1	医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること
(評価対象事務事業) ・ 労災保険給付		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)		
主管部局・課室	労働基準局労災補償部補償課	
関係部局・課室		

2. 現状分析(施策の必要性)

<p>労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお年60万人以上に達する。特に、精神疾患や石綿関連疾患など複雑困難な事案は増加傾向にある。</p> <p>こうした中、被災労働者やその遺族の保護を図るため、支給決定のための調査に相当の日数を要する障害(補償)年金や遺族(補償)年金をはじめ、迅速かつ適正な保険給付を行う必要がある。</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	147.5	131.0	117.9	120.9	132.7 【110%】 (前年度比 11.8日増)
2	遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数(単位:日) (前年度以下/毎年度)	211.6	162.0	154.5	154.9	162.2 【105%】 (前年度比 7.3日増)
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1及び2は、労働基準局労災補償部の調べによる。 指標1及び2は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 						

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	脳・心臓疾患事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	255	243	243	216	210
2	精神障害等事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)	341	326	319	289	278
3	石綿関連疾病事案の請求から支給決定までの所要期間(単位:日)					
	労災保険法に基づく請求事案	-	-	130	177	157
	石綿救済法に基づく請求事案	-	-	130	177	147
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1～3は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1～3は、各年度に支給・不支給決定を行ったものの所要日数の平均値である。 						
施策目標の評価 【有効性の観点】 当該施策目標によって、障害(補償)年金及び遺族(補償)年金の請求を行った被災労働者とその遺族に対し、迅速かつ公正な保護を図ることができた。 【効率性の観点】 各事案ごとの支給事由に合わせた的確な調査計画を策定し、迅速かつ適正な給付決定を行うための調査を効率的に実施した。 【総合的な評価】 労災保険給付の迅速かつ適正な実施のため、組織的な進行管理等に努めてきたところ、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患、精神障害等事案や事実関係の把握が困難な石綿関連疾患事案の請求から支給決定までの所要期間は着実に減少しているが、障害(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が132.7日、遺族(補償)年金の請求から支給決定までの所要日数が162.2日と、共に前年度を上回った。 今後も、事案の性質に沿った的を絞った調査を行うとともに、管理者による進行管理の徹底に努め、所要日数の減少を図る必要がある。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1		H16	H17	H18	H19	H20
医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間(6ヶ月以上)を要している事案数(人)(前年度以下/毎年度)	2,157	2,071	1,911	1,435	1,237 【86.2%】 (前年度比198人減)
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、労働基準局労災補償部の調べによる。 ・指標1の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から) 労災保険給付の決定に長期間を要している事案の発生防止及び解消に向け、労働局及び労働基準監督署において管理者が事案の進行管理を組織的に行い、処理経過の点検、長期化の原因分析を実施し、その改善を図った結果、効率的な処理が可能となった。その結果、着実に当該事案数が減少し、目標達成に向けて進展しているところである。						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価 事務事業名 労災保険給付						
平成20年度	793,173百万円(全額事業主負担。一部国庫補助あり(457百万円))					

予算額等	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	— 百万円（平成20年度決算額は平成21年7月末頃確定予定）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付として、以下を支給するものである。 療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付 葬祭料等、傷病（補償）年金、介護（補償）給付、二次健康診断給付等					
政府決定・重要施策との関連性					
該当なし。					
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	別紙のとおり。				
予算上事業数等					
事業実績数等					
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
迅速かつ適正な労災保険給付を実施するための組織的な進行管理等の取組を行ったところ、給付決定に長期間を要する事案が着実に減少し、特に平成18年から平成20年にかけて見ると大幅に減少していることから、個別目標の達成に向けて進展しており、進行管理等の事務見直しが有効に機能しているものである。 今後も引き続き、組織的な進行管理等により、迅速かつ適正な労災保険給付に係る事務処理に取り組む。					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標1 目標達成率	110%
指標2 目標達成率	105%
※指標1及び2の目標達成率は、（実績値／達成水準）×100（％）で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる（目標達成率を算定できない場合、その理由）	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）	
（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討	
<input checked="" type="checkbox"/> （ロ）見直しを行わず引き続き実施	
（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	
iii 機構：定員要求を検討（該当する場合に○）	
（理由） 被災労働者及びその遺族に対する迅速かつ公正な保護を図ることは労働者災害補償保険制度の目的であり、支給決定に多くの日程を要する障害（補償）年金及び遺族（補償）年金の所要日数を減少させることを目標に掲げつつ、21年度以降も引き続き迅速かつ適正な労災保険給付に努める。	
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）	
（施策目標に係る指標）	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
（個別目標に係る指標）	
i 指標の変更を検討	
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討	
（理由）	

6. 特記事項

- ①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当
（1）有・無
（2）具体的記載
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）
（1）有・無
（2）具体的内容
- ③審議会の指摘
（1）有・無
（2）具体的内容
- ④研究会の有無
（1）有・無
（2）研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
（1）有・無
（2）具体的状況
- ⑥会計検査院による指摘
（1）有・無
（2）具体的内容
- ⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。

事業（予算）実績等			H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移（補正後） （百万円）			803,658	802,297	790,445	792,861	793,173	
予算上事業数等 （給付件数）	業務災害分	短期給付分	2,867,532	2,893,757	2,907,959	2,890,260	2,683,382	
		療養補償給付 傷病補償年金受給者に係る療養補償	135,330	163,171	198,548	190,626	177,316	
		休業補償給付	636,736	624,641	616,253	604,640	598,157	
		障害補償一時金	23,643	21,431	21,399	20,693	21,043	
		遺族補償一時金	628	644	665	1,064	617	
		葬祭料	3,538	2,988	3,115	4,204	3,542	
		介護補償給付	38,732	39,534	39,079	43,076	44,824	
		傷病補償年金	67,291	66,277	65,800	60,712	59,339	
		遺族補償年金	587,284	589,841	592,806	599,762	605,412	
		前払一時金	444	314	243	358	303	
	障害補償年金	529,616	529,873	525,609	522,287	520,128		
	前払一時金	196	208	140	168	136		
	通勤災害分	療養給付	短期給付分	399,659	379,178	383,433	418,910	307,159
		傷病年金受給者に係る療養補償給付	3,726	5,299	8,909	10,279	9,008	
		休業給付	54,469	49,630	50,722	55,623	48,477	
		障害一時金	2,156	2,150	2,195	2,045	2,115	
		遺族一時金	132	161	124	107	92	
		葬祭給付	522	442	353	329	318	
		介護給付	7,817	7,910	7,745	8,760	9,164	
		傷病年金	3,048	3,037	2,984	3,033	3,056	
遺族年金		年金	78,036	79,415	80,365	80,879	80,087	
前払一時金		25	31	32	64	33		
障害年金	年金	49,868	51,866	53,409	55,491	53,916		
前払一時金	29	40	34	4	44			
二次健康診断等給付			40,062	22,198	21,561	16,879	24,629	
事業実績数等 （給付件数）	業務災害分	短期給付分	2,780,802	2,789,824	2,826,642	2,865,740	—	
		療養補償給付 傷病補償年金受給者に係る療養補償	196,220	190,894	181,902	178,249	—	
		休業補償給付	612,384	606,016	606,368	599,237	—	
		障害補償一時金	21,754	21,425	20,783	20,820	—	
		遺族補償一時金	647	656	978	841	—	
		葬祭料	2,968	3,121	3,695	3,542	—	
		介護補償給付	38,483	38,528	43,769	45,569	—	
		傷病補償年金	68,239	65,704	62,406	59,308	—	
		遺族補償年金	年金	583,347	587,517	596,100	605,966	—
		前払一時金	240	255	299	299	—	
	障害補償年金	年金	525,628	524,065	522,312	520,625	—	
	前払一時金	177	164	156	146	—		
	通勤災害分	療養給付	短期給付分	348,252	365,788	377,288	371,823	—
		傷病年金受給者に係る療養補償給付	8,299	8,335	8,740	9,118	—	
		休業給付	48,557	50,067	51,053	50,270	—	
		障害一時金	2,022	1,962	2,004	1,991	—	
		遺族一時金	123	103	113	99	—	
		葬祭給付	354	323	322	323	—	
		介護給付	7,104	7,343	8,342	9,021	—	
		傷病年金	2,984	2,947	3,010	3,060	—	
遺族年金		年金	77,207	78,394	79,338	80,054	—	
前払一時金		20	35	19	28	—		
障害年金	年金	49,503	51,043	52,564	53,917	—		
前払一時金	27	20	11	13	—			
二次健康診断等給付			15,687	16,518	19,292	20,255	—	